愛媛県報

令和７年12月23日火曜日　第673号外２

発行　愛媛県

◇　目　　次　◇

規　　則

○　住民基本台帳法施行細則及び愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第１の規則で定める事務並びに同条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則……（市町振興課）……１
○　調理師法施行細則の一部を改正する規則……（薬務衛生課）……４

告　　示

○　愛媛県収入印紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲の一部改正……（会計課）……５

人事委員会規則

○　初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則……（人事委員会事務局）……６
○　期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則……（　〃　）……９
○　特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……（　〃　）……11
○　教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……（　〃　）……18
○　地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……（　〃　）……18
○　会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則……（　〃　）……19
○　給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則……（　〃　）……21

選挙管理委員会告示

○　政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程の一部改正……（選挙管理委員会）……28

規　　則

○愛媛県規則第41号

住民基本台帳法施行細則及び愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第１の規則で定める事務並びに同条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年12月23日

愛媛県知事　中　村　時　広

住民基本台帳法施行細則及び愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第１の規則で定める事務並びに同条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

（住民基本台帳法施行細則の一部改正）

第１条　住民基本台帳法施行細則（平成14年愛媛県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務） **第７条**　条例別表第１の各項に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表　に掲げるとおりとする。 （知事以外の執行機関に本人確認情報及び附票本人確認情報を提供する事務） **第８条**　条例別表第２公安委員会の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（当該者が法人（当該法人が合併した場合は合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割（法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第12号の10に規定する分社型分割を除く。）をした場合は事業を承継した法人を含む。）である場合にあってはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者とし、当該者が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあってはその代表者又は管理人とする。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。	（本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務） **第７条**　条例別表第１の各項に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第１に掲げるとおりとする。 （知事以外の執行機関に本人確認情報及び附票本人確認情報を提供する事務） **第８条**　条例別表第２に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第２に掲げるとおり とする。

⑴　道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の４第４項本文の規定による命令を受けるべき者又はその相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）
⑵　道路交通法第51条の４第６項の規定による通知を受ける者又はその相続人
⑶　道路交通法第51条の４第13項の規定による督促を受ける者又はその相続人
⑷　道路交通法第51条の４第14項の規定による放置違反金等の徴収を受ける者又はその相続人

別表　（第７条関係）

1　条例別表第１　1の項の規則で定める事務	省略
2　条例別表第１　2の項の規則で定める事務	省略
3　条例別表第１　4の項の規則で定める事務	省略

別表第１（第７条関係）

1　条例別表第１　1の項の規則で定める事務	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支払を受けた者又はその相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
2　条例別表第１　2の項の規則で定める事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者、その連帯借主若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
3　条例別表第１　3の項の規則で定める事務	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成７年厚生省令第33号）第41条（同省令第46条、第50条、第54条、第63条第１項及び第70条第１項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
4　条例別表第１　4の項の規則で定める事務	省略
5　条例別表第１　5の項の規則で定める事務	愛媛県奨学資金貸与条例（昭和36年愛媛県条例第６号）による奨学金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
6　条例別表第１　6の項の規則で定める事務	愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）による県立病院の料金に係る県立病院を使用した者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
7　条例別表第１　7の項の規則で定める事務	省略
8　条例別表第１　9の項の規則で定める事務	省略

別表第２（第８条関係）

1　条例別表第２監査委員の項の規	地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第１項の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

	則で定める事務	
	２　条例別表第２公安委員会の項の規則で定める事務	次に掲げる者（当該者が法人（当該法人が合併した場合は合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割（法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第12号の10に規定する分社型分割を除く。）をした場合は事業を承継した法人を含む。）である場合にあってはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者とし、当該者が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあってはその代表者又は管理人とする。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 ⑴　道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の４第４項本文の規定による命令を受けるべき者又はその相続人 ⑵　道路交通法第51条の４第６項の規定による通知を受ける者又はその相続人 ⑶　道路交通法第51条の４第13項の規定による督促を受ける者又はその相続人 ⑷　道路交通法第51条の４第14項の規定による放置違反金等の徴収を受ける者又はその相続人

第２条　住民基本台帳法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表（第７条関係） １・２　省略 ３　条例別表第１　３の項の規則で定める事務　省略	**別表**（第７条関係） １・２　省略 ３　条例別表第１　４の項の規則で定める事務　省略

（愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第１の規則で定める事務並びに同条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正）

第３条　愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第１の規則で定める事務並びに同条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（条例別表第１の規則で定める事務） **第１条**　省略 （条例別表第２の規則で定める事務及び情報）	（条例別表第１の規則で定める事務） **第１条**　省略 **第２条**　条例別表第１の２の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金（同項に規定する高卒認定試験給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 （条例別表第２の規則で定める事務及び情報）

第２条　省略 **第３条**　条例別表第２の２の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1)～(3)　省略	**第３条**　省略 **第４条**　条例別表第２の２の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第４条第１項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報とする。 **第５条**　条例別表第２の３の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1)～(3)　省略

第４条　愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第１の規則で定める事務並びに同条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則 （条例別表第２の規則で定める事務及び情報） **第１条**　愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第２の１の項の規則で定める事務は、同項に規定する学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第３条第１項の規定による高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。 **第２条**　省略	**愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第１の規則で定める事務並びに同条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則** （条例別表第１の規則で定める事務） **第１条**　愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第１の１の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)　先天性血液凝固因子障害等の治療のため必要な医療費（以下「先天性血液凝固因子障害等治療費」という。）の支給に関する事務 (2)　先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3)　先天性血液凝固因子障害等治療費の受給者証に関する事務 (4)　先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の変更に関する事務 (5)　先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の取消しに関する事務 (6)　先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 （条例別表第２の規則で定める事務及び情報） **第２条**　条例 別表第２の１の項の規則で定める事務は、同項に規定する学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第３条第１項の規定による高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。 **第３条**　省略

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和７年愛媛県条例第44号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

○愛媛県規則第42号

調理師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年12月23日

愛媛県知事　中　村　時　広

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（受験手続） **第１条**　調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。）第３条の２第１項に規定する調理師試験（以下「試験」という。）（同条第２項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が試験事務（同条第２項に規定する試験事務をいう。以下同じ。）を行うものを除く。次条において同じ。）を受けようとする者は、調理師試験受験願書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 ⑴・⑵　省略 ２　指定試験機関が試験事務を行う試験を受けようとする者は、指定試験機関が定める受験願書及びその添付書類を、指定試験機関が定めるところにより、指定試験機関に提出しなければならない。	（受験手続） **第１条**　調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。）第３条の２第１項に規定する調理師試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、調理師試験受験願書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 ⑴・⑵　省略
（書類の経由） **第９条**　法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類（指定試験機関に係る書類を除く。）は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する保健所長を経由し、県外に住所を有する者にあつては直接提出しなければならない。	（書類の経由） **第９条**　法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する保健所長を経由し、県外に住所を有する者にあつては直接提出しなければならない。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

告　　示

○愛媛県告示第1075号

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲（昭和39年３月愛媛県告示第283号）の一部を次のように改正し、令和８年１月１日から施行する。

令和７年12月23日

愛媛県知事　中　村　時　広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
次のものを除く使用料及び手数料 １　省略 ２　手数料（第16号にあつては、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用した方法により納付するものに限る。） ⑴～⒃　省略 ⒄　省略 ⒅　都道府県提出文書の写しの交付手数料 ⒆　省略	次のものを除く使用料及び手数料 １　省略 ２　手数料（第16号及び第17号にあつては、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用した方法により納付するものに限る。） ⑴～⒃　省略 ⒄　保管場所標章交付手数料 ⒅　省略 ⒆　省略

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則７―1297

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年12月23日

愛媛県人事委員会委員長　安　藤　　潔

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則７―155）の一部を次のように改正する。

別表第２及び別表第３を次のように改める。

別表第２（第６条関係）

期間の区分＼職員の区分	職員給与条例１号職員					職員給与条例２号職員	職員給与条例３号職員
	１　種	２　種	３　種	４　種	５　種		
	円	円	円	円	円	円	円
(1)　１年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	51,300
(2)　１年以上２年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	51,300
(3)　２年以上３年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	51,300
(4)　３年以上４年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	47,500
(5)　４年以上５年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	43,700
(6)　５年以上６年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	39,900
(7)　６年以上７年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	50,300	36,100
(8)　７年以上８年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	48,500	32,300
(9)　８年以上９年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	46,700	28,500
(10)　９年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	44,900	24,700
(11)　10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	43,100	20,900
(12)　11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	41,300	17,100
(13)　12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	39,500	13,300
(14)　13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	37,700	9,500
(15)　14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	36,300	5,700
(16)　15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	34,900	
(17)　16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	184,400	33,500	
(18)　17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	182,800	32,100	
(19)　18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	181,200	30,700	
(20)　19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	179,600	29,300	
(21)　20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	178,000	27,900	
(22)　21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	170,500	27,300	
(23)　22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	162,100	26,700	
(24)　23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	153,700	25,700	
(25)　24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	145,200	25,100	
(26)　25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	136,700	24,500	
(27)　26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	127,000	23,900	
(28)　27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	117,300	23,300	
(29)　28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	107,600	22,500	
(30)　29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	97,900	22,200	
(31)　30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	88,000	21,800	
(32)　31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	78,100	21,200	
(33)　32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	68,200	20,300	
(34)　33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	56,700	19,400	
(35)　34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	45,200	18,700	

備考１　この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

２　この表において、「職員給与条例１号職員」とは職員給与条例第18条の４第１項第１号の職を占める職員を、「職員給与条例２号職員」とは同項第２号の職を占める職員を、「職員給与条例３号職員」とは同項第３号の職を占める職員をいう。

３　この表において、「１種」とは第２条第１項第１号の職を占める職員を、「２種」とは同項第２号の職を占める職員を、「３種」とは同項第３号の職を占める職員を、「４種」とは同項第４号の職を占める職員を、「５種」とは同項第５号の職を占める職員をいう。

別表第３（附則第３項関係）

職員の区分 期間の区分	職員給与条例２号職員	職員給与条例３号職員
	円	円
⑴　１年未満	36,500	35,900
⑵　１年以上２年未満	36,500	35,900
⑶　２年以上３年未満	36,500	35,900
⑷　３年以上４年未満	36,500	33,300
⑸　４年以上５年未満	36,500	30,600
⑹　５年以上６年未満	36,500	27,900
⑺　６年以上７年未満	35,200	25,300
⑻　７年以上８年未満	34,000	22,600
⑼　８年以上９年未満	32,700	20,000
⑽　９年以上10年未満	31,400	17,300
⑾　10年以上11年未満	30,200	14,600
⑿　11年以上12年未満	28,900	12,000
⒀　12年以上13年未満	27,700	9,300
⒁　13年以上14年未満	26,400	6,700
⒂　14年以上15年未満	25,400	4,000
⒃　15年以上16年未満	24,400	
⒄　16年以上17年未満	23,500	
⒅　17年以上18年未満	22,500	
⒆　18年以上19年未満	21,500	
⒇　19年以上20年未満	20,500	
(21)　20年以上21年未満	19,500	
(22)　21年以上22年未満	19,100	
(23)　22年以上23年未満	18,700	
(24)　23年以上24年未満	18,000	
(25)　24年以上25年未満	17,600	
(26)　25年以上26年未満	17,200	
(27)　26年以上27年未満	16,700	
(28)　27年以上28年未満	16,300	
(29)　28年以上29年未満	15,800	
(30)　29年以上30年未満	15,500	
(31)　30年以上31年未満	15,300	
(32)　31年以上32年未満	14,800	
(33)　32年以上33年未満	14,200	
(34)　33年以上34年未満	13,600	
(35)　34年以上35年未満	13,100	

備考１　この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

２　この表において、「職員給与条例２号職員」とは職員給与条例第18条の４第１項第２号の職を占める職員を、「職員給与条例３号職員」とは同項第３号の職を占める職員をいう。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　改正後の初任給調整手当の支給等に関する規則の規定は、令和７年４月１日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則７―1298

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年12月23日

愛媛県人事委員会委員長　安　藤　　　潔

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第１条　期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則７―204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（勤勉手当の成績率）	（勤勉手当の成績率）
第14条　法第22条の４第１項又は第22条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の４第１項又は教育職員給与条例第19条の４第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号ア及びイに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。	**第14条**　法第22条の４第１項又は第22条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の４第１項又は教育職員給与条例第19条の４第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号ア及びイに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。
⑴　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合	⑴　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
ア　勤務成績が特に優秀な職員　100分の126.5以上100分の322.5以下（職員給与条例第19条第２項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の150.5以上100分の382.5以下）	ア　勤務成績が特に優秀な職員　100分の124以上100分の315以下（職員給与条例第19条第２項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の148以上100分の375以下）
イ　勤務成績が優秀な職員　100分の115以上100分の126.5未満（特定幹部職員にあつては、100分の136以上100分の150.5未満）	イ　勤務成績が優秀な職員　100分の112.5以上100分の124未満（特定幹部職員にあつては、100分の133.5以上100分の148未満）
ウ　勤務成績が良好な職員　100分の103.5（特定幹部職員にあつては、100分の123.5）	ウ　勤務成績が良好な職員　100分の101（特定幹部職員にあつては、100分の121）
エ　勤務成績が良好でない職員　100分の95以下（特定幹部職員にあつては、100分の114以下）	エ　勤務成績が良好でない職員　100分の92.5以下（特定幹部職員にあつては、100分の111.5以下）
⑵　任期付職員条例第７条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合	⑵　任期付職員条例第７条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
ア　勤務成績が優秀な職員　100分の90以上100分の270以下	ア　勤務成績が優秀な職員　100分の87.5以上100分の262.5以下
イ　勤務成績が良好な職員　100分の80	イ　勤務成績が良好な職員　100分の77.5
ウ　勤務成績が良好でない職員　100分の73.5以下	ウ　勤務成績が良好でない職員　100分の71以下
２　前項第１号アの場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、100分の322.5とする。	２　前項第１号アの場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、100分の315とする。
３　省略	３　省略
第14条の２　定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号	**第14条の２**　定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号

に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の４第１項又は教育職員給与条例第19条の４第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。 (1)　勤務成績が優秀な職員　100分の54　以上（特定幹部職員にあつては、100分の64　以上） (2)　勤務成績が良好な職員　100分の50.5（特定幹部職員にあつては、100分の60.5） (3)　勤務成績が良好でない職員　100分の48.5以下（特定幹部職員にあつては、100分の58.5以下） ２　省略	に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の４第１項又は教育職員給与条例第19条の４第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。 (1)　勤務成績が優秀な職員　100分の51.5以上（特定幹部職員にあつては、100分の61.5以上） (2)　勤務成績が良好な職員　100分の48　（特定幹部職員にあつては、100分の58　） (3)　勤務成績が良好でない職員　100分の46　以下（特定幹部職員にあつては、100分の56　以下） ２　省略

第２条　期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（勤勉手当の成績率） **第14条**　法第22条の４第１項又は第22条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の４第１項又は教育職員給与条例第19条の４第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号ア及びイに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。 (1)　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 ア　勤務成績が特に優秀な職員　100分の125.25以上100分の318.75以下（職員給与条例第19条第２項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の149.25以上100分の378.75以下） イ　勤務成績が優秀な職員　100分の113.75以上100分の125.25未満（特定幹部職員にあつては、100分の134.75以上100分の149.25未満） ウ　勤務成績が良好な職員　100分の102.25（特定幹部職員にあつては、100分の122.25） エ　勤務成績が良好でない職員　100分の93.75以下（特定幹部職員にあつては、100分の112.75以下） (2)　任期付職員条例第７条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 ア　勤務成績が優秀な職員　100分の88.75以上100分の266.25以下 イ　勤務成績が良好な職員　100分の78.75 ウ　勤務成績が良好でない職員　100分の72.25以下 ２　前項第１号アの場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成	（勤勉手当の成績率） **第14条**　法第22条の４第１項又は第22条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の４第１項又は教育職員給与条例第19条の４第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号ア及びイに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。 (1)　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 ア　勤務成績が特に優秀な職員　100分の126.5以上100分の322.5 以下（職員給与条例第19条第２項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の150.5以上100分の382.5　以下） イ　勤務成績が優秀な職員　100分の115以上100分の126.5　未満（特定幹部職員にあつては、100分の136以上100分の150.5 未満） ウ　勤務成績が良好な職員　100分の103.5 （特定幹部職員にあつては、100分の123.5 ） エ　勤務成績が良好でない職員　100分の95　以下（特定幹部職員にあつては、100分の114　以下） (2)　任期付職員条例第７条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 ア　勤務成績が優秀な職員　100分の90以上100分の270　以下 イ　勤務成績が良好な職員　100分の80 ウ　勤務成績が良好でない職員　100分の73.5 以下 ２　前項第１号アの場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成

績率は、100分の318.75とする。 ３　省略 **第14条の２**　定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の４第１項又は教育職員給与条例第19条の４第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。 ⑴　勤務成績が優秀な職員　100分の52.75以上（特定幹部職員にあつては、100分の62.75以上） ⑵　勤務成績が良好な職員　100分の49.25（特定幹部職員にあつては、100分の59.25） ⑶　勤務成績が良好でない職員　100分の47.25以下（特定幹部職員にあつては、100分の57.25以下） ２　省略	績率は、100分の322.5 とする。 ３　省略 **第14条の２**　定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の４第１項又は教育職員給与条例第19条の４第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。 ⑴　勤務成績が優秀な職員　100分の54　以上（特定幹部職員にあつては、100分の64　以上） ⑵　勤務成績が良好な職員　100分の50.5 （特定幹部職員にあつては、100分の60.5 ） ⑶　勤務成績が良好でない職員　100分の48.5 以下（特定幹部職員にあつては、100分の58.5 以下） ２　省略

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の規定は、令和７年12月１日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則７―1299

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年12月23日

愛媛県人事委員会委員長　安　藤　　　潔

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則７―368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（特地勤務手当の月額） **第３条**　特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表第１の級別区分欄に掲げる公署の級別に応じ、次に定める級別ごとの支給割合を乗じて得た額とする。 省略 ２　前項の特地勤務手当基礎額は、給料及び扶養手当の月額の合計額（条例第４条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、給料の月額）とする。	（特地勤務手当の月額） **第３条**　特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表第１の級別区分欄に掲げる公署の級別に応じ、次に定める級別ごとの支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の21を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。 省略 ２　前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の２分の１に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の２分の１に相当する額を合算した額（条例第４条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額）とする。 ⑴　職員が特地公署に勤務することとなつた場合　その勤務することとなつた日（職員がその日前１年以内に当該公署に勤務していた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日） ⑵　職員が特地公署以外の公署に勤務することとなつた場合において、その勤務することとなつた日後に当該公署が特地公署に該当することとなつたとき　その該当することとなつた日

⑶　第１号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴つて住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき　当該公署の移転の日

３　次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

⑴　前項各号に定める日が平成14年４月１日から同年12月31日までの間にある職員　同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年愛媛県条例第54号）の施行の日における同条例第１条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

⑵　前項各号に定める日が平成15年４月１日から同年11月30日までの間にある職員　同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年愛媛県条例第60号）の施行の日における同条例第１条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

⑶　前項各号に定める日が平成17年４月１日から同年11月30日までの間にある職員　同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第87号）の施行の日における同条例第１条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

⑷　前項各号に定める日が平成21年４月１日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号）附則第２項第１号に規定する減額改定対象職員をいう。）であつた者に限る。）　前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第１条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第７項から第９項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。

⑸　前項各号に定める日が平成22年４月１日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号）附則第２項第１号に規定する減額改定対象職員をいう。）であつた者に限る。）　前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第50号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第１条の規定による改正後の条例の規定及び平成22年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第７項から第９項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。

⑹　前項各号に定める日が平成23年４月１日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年愛媛県条例第54号）附則第２項第１号に規定する減額改定対象職員をいう。）であつた者に限る。）　前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年愛媛県条例第54号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第１条の規定による改正後の条例の規定及び平成23年改正条例第５条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第７項から第９項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。

４　次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第２項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

⑴　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第２項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの　同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第１項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第４号から第６号までの規定により読み替えて適用する第２項中「並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは「を当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第１項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

⑵　育児短時間勤務職員等であつて、第２項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの　同項（前項第１号から第３号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の２分の１に相当する額と」とあるのは「、給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第１項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の２分の１に相当する額と」と、前項第４号から第６号までの規定により読み替えて適用する第２項中「並びに」とあるのは「に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第１項の規定により定められたその者の勤務時

（特地勤務手当に準ずる手当）
第４条　省略
２　条例第11条の３第１項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、給料の月額）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

省略

間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。
(3)　育児短時間勤務職員等であつて、第２項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの　同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第１項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第４号から第６号までの規定により読み替えて適用する第２項中「並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは「を当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第１項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

（特地勤務手当に準ずる手当）
第４条　省略
２　条例第11条の３第１項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前１年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第17項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の６を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

省略

３　次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
(1)　育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第11条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの　前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を条例第11条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第１項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数

	で除して得た額及び同日に受けていた」とする。
	⑵　育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの　前項中「受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「受けていた給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第１項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」とする。
	⑶　育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの　前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を条例第11条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第１項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。
	第５条　条例第11条の３第２項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により条例第３条第１項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受けることとなつた職員とする。
第５条　条例第11条の３第２項の同条第１項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	２　条例第11条の３第２項の同条第１項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
⑴　＿＿＿＿地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項又は第22条の５第１項若しくは第２項の規定による採用（地方公務員法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの	⑴　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第１項の規定により職員として採用又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項若しくは第２項の規定による採用（地方公務員法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの
⑵　新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、その特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前３年以内に、新たに条例第３条第１項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員となり、又は＿＿＿＿地方公務員法第22の４第１項若しくは第22条の５第１項若しくは第２項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなつたことに伴なつて住居を移転したもの	⑵　新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、その特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前３年以内に、国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益的法人等派遣法第10条第１項の規定により職員として採用若しくは地方公務員法第22の４第１項若しくは第22条の５第１項若しくは第２項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなつたことに伴なつて住居を移転したもの
⑶～⑸　省略	⑶～⑸　省略
２　条例第11条の３第２項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。	３　条例第11条の３第２項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

⑴　新たに＿＿＿＿＿＿給料表の適用を受ける職員となつて特地公署若しくは準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第１号に規定する職員　当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日＿＿＿＿＿＿又は地方公務員法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項若しくは第２項の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第１項及び第２項＿＿＿＿＿＿の規定により支給されることとなる期間及び額

⑵　新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前３年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの　当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第１項及び第２項＿＿＿＿＿＿の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

⑶　前項第２号に規定する職員　当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日＿＿＿＿＿＿又は地方公務員法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項若しくは第２項の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第１項及び第２項＿＿＿＿＿＿の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

⑷～⑹　省略

附　則

⑴　国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署若しくは準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第１号に規定する職員　当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日、公益的法人等派遣法第10条第１項の規定により職員として採用をされた日又は地方公務員法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項若しくは第２項の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第１項及び第２項（同条第３項及び附則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第18項の規定により支給されることとなる期間及び額

⑵　新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前３年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの　当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第１項及び第２項並びに附則第18項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

⑶　前項第２号に規定する職員　当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日、公益的法人等派遣法第10条第１項の規定により職員として採用をされた日又は地方公務員法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項若しくは第２項の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第１項及び第２項並びに附則第18項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

⑷～⑹　省略

附　則

15　条例附則第19項の規定の適用を受ける職員であつて、第３条第２項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げた額）及び同日に受けていた」とする。

16　条例附則第19項の規定の適用を受ける職員のうち、第３条第３項各号若しくは第４項各号に掲げる職員又は附則第７項若しくは第14項の規定の適用を受ける職員であるものの同条第１項の特地勤務手当基礎額は、同条第３項及び第４項並びに附則第７項及び前２項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

17　条例附則第19項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第11条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第４条第２項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げた額）及び同日に受けていた」とする。

18　条例附則第19項の規定の適用を受ける職員のうち、第４条第３項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第３項の規定にかかわらず、これらの規定に

	準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定及び次項の規定による改正後の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（愛媛県人事委員会規則７―1283）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

3　特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
附　則	附　則
（　特地勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）	（改正後の特地勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）
2　職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年愛媛県条例第31号。以下「令和４年改正条例」という。）附則第14項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項若しくは第２項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、特地勤務手当等に関する規則第３条第２項及び第４条第２項の規定を適用する。	2　職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年愛媛県条例第31号。以下「令和４年改正条例」という。）附則第14項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項若しくは第２項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「新規則」という。）第３条第２項から第４項まで並びに第４条第２項及び第３項の規定を適用する。
3　暫定再任用職員に対する特地勤務手当等に関する規則第５条第１項及び第２項の規定の適用については、同条第１項第１号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項又は第22条の５第１項若しくは第２項」とあるのは「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年愛媛県条例第31号。以下「令和４年改正条例」という。）附則第５項から第12項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和４年改正条例附則第５項から第12項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「同じ」とあるのは「「暫定再任用」という」と、同項第２号中「地方公務員法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項若しくは第２項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第３号及び第４号中「地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項若しくは第２項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第２項第１号及び第３号中「地方公務員法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項若しくは第２項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第４号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和４年改正条例附則第14項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）」と、同項第５号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。	3　暫定再任用職員に対する新規則第５条第２項及び第３項の規定の適用については、同条第２項第１号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項若しくは第２項」とあるのは「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年愛媛県条例第31号。以下「令和４年改正条例」という。）附則第５項から第12項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和４年改正条例附則第５項から第12項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「同じ」とあるのは「「暫定再任用」という」と、同項第２号中「地方公務員法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項若しくは第２項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第３号及び第４号中「地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項若しくは第２項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第３項第１号及び第３号中「地方公務員法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項若しくは第２項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第４号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和４年改正条例附則第14項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）」と、同項第５号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。
（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）	（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）
4　特地勤務手当等に関する規則第５条第１項第１号及び第２号の規定は、令和７年４月１日以後に地方公務員法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項若しくは第２項の規定又は令和４年改正条例附則第５項から第12項の規定（以下「地方公務員法第22条の４第１項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。	4　新規則第５条第２項第１号及び第２号の規定は、令和７年４月１日以後に地方公務員法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項若しくは第２項の規定又は令和４年改正条例附則第５項から第12項の規定（以下「地方公務員法第22条の４第１項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
5　特地勤務手当等に関する規則第５条第１項第３号の規定は、令	5　新規則第５条第２項第３号の規定は、令

<table>
<tr><td>和７年４月１日以後に地方公務員法第22条の４第１項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和７年４月１日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
６　特地勤務手当等に関する規則第５条第１項第４号の規定は、令和７年４月１日以後に地方公務員法第22条の４第１項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた条例第11条の３第１項又は第２項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和７年４月１日以後である場合について適用する。</td><td>和７年４月１日以後に地方公務員法第22条の４第１項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和７年４月１日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
６　新規則第５条第２項第４号の規定は、令和７年４月１日以後に地方公務員法第22条の４第１項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた条例第11条の３第１項又は第２項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和７年４月１日以後である場合について適用する。</td></tr>
</table>

○愛媛県人事委員会規則７―1300

教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年12月23日

愛媛県人事委員会委員長　安　藤　　　潔

教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則７―390）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>

別表第２（第３条関係）

１　中学校・小学校教育職員給料表

<table>
<tr><th>職務の級</th><th>区　分</th><th>管理職手当</th></tr>
<tr><td rowspan="2">４　級</td><td>１　種</td><td>81,000円</td></tr>
<tr><td>省略</td><td></td></tr>
<tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr>
</table>

２　高等学校等教育職員給料表

<table>
<tr><th>職務の級</th><th>区　分</th><th>管理職手当</th></tr>
<tr><td rowspan="2">４　級</td><td>１　種</td><td>85,300円</td></tr>
<tr><td>省略</td><td></td></tr>
<tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr>
</table>

</td><td>

別表第２（第３条関係）

１　中学校・小学校教育職員給料表

<table>
<tr><th>職務の級</th><th>区　分</th><th>管理職手当</th></tr>
<tr><td rowspan="2">４　級</td><td>１　種</td><td>80,100円</td></tr>
<tr><td>省略</td><td></td></tr>
<tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr>
</table>

２　高等学校等教育職員給料表

<table>
<tr><th>職務の級</th><th>区　分</th><th>管理職手当</th></tr>
<tr><td rowspan="2">４　級</td><td>１　種</td><td>84,400円</td></tr>
<tr><td>省略</td><td></td></tr>
<tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　改正後の教育職員の管理職手当に関する規則の規定は、令和７年４月１日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則７―1301

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年12月23日

愛媛県人事委員会委員長　安　藤　　　潔

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則（愛媛県人事委員会規則７―1289）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>**附　則**
（令和10年３月31日までの間における地域手当）
２　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年愛</td><td>**附　則**
（令和10年３月31日までの間における地域手当）
２　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年愛</td></tr>
</table>

媛県条例第４号。以下「改正条例」という。）附則第５項（改正条例附則第10項において読み替えて準用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、改正条例附則第５項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。 (1)・(2)　省略 (3)　13パーセント級地　100分の13 (4)　８パーセント級地　100分の８ (5)　４パーセント級地　100分の４ ３　令和10年３月31日までの間における条例第９条の２第１項（会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第７号）第４条において読み替えて準用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める地域は、改正後の地域手当に関する規則第２条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地域とし、改正条例附則第５項（同条例附則第10項において読み替えて準用する場合を含む。）後段の人事委員会規則で定める級地は、当該各号に定める級地とする。 (1)・(2)　省略 (3)　埼玉県さいたま市　13パーセント級地 (4)　広島県広島市　８パーセント級地 (5)　香川県高松市　４パーセント級地	媛県条例第４号。以下「改正条例」という。）附則第５項（改正条例附則第10項において読み替えて準用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、改正条例附則第５項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。 (1)・(2)　省略 (3)　14パーセント級地　100分の14 (4)　９パーセント級地　100分の９ (5)　５パーセント級地　100分の５ ３　令和10年３月31日までの間における条例第９条の２第１項（会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第７号）第４条において読み替えて準用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める地域は、改正後の地域手当に関する規則第２条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地域とし、改正条例附則第５項（同条例附則第10項において読み替えて準用する場合を含む。）後段の人事委員会規則で定める級地は、当該各号に定める級地とする。 (1)・(2)　省略 (3)　埼玉県さいたま市　14パーセント級地 (4)　広島県広島市　９パーセント級地 (5)　香川県高松市　５パーセント級地

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則７―1302

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年12月23日

愛媛県人事委員会委員長　安　藤　　潔

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第１条　会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則７―1223）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（勤勉手当の成績率） **第30条**　会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第12条の２第１項又は第18条の２第１項の会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第１号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。 (1)　勤務成績が優秀な会計年度任用職員　100分の110.5以上 (2)　勤務成績が良好な会計年度任用職員　100分の103.5 (3)　勤務成績が良好でない会計年度任用職員　100分の95　以下 ２　省略	（勤勉手当の成績率） **第30条**　会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第12条の２第１項又は第18条の２第１項の会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第１号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。 (1)　勤務成績が優秀な会計年度任用職員　100分の108　以上 (2)　勤務成績が良好な会計年度任用職員　100分の101 (3)　勤務成績が良好でない会計年度任用職員　100分の92.5以下 ２　省略

別表第２を次のように改める。

別表第２（第12条関係）

期間の区分＼職員の区分	条例１号職員					条例２号職員	条例３号職員
	１　種	２　種	３　種	４　種	５　種		
	円	円	円	円	円	円	円
(1)　１年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	51,300
(2)　１年以上２年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	51,300
(3)　２年以上３年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	51,300
(4)　３年以上４年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	47,500
(5)　４年以上５年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	43,700
(6)　５年以上６年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	39,900
(7)　６年以上７年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	50,300	36,100
(8)　７年以上８年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	48,500	32,300
(9)　８年以上９年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	46,700	28,500
(10)　９年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	44,900	24,700
(11)　10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	43,100	20,900
(12)　11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	41,300	17,100
(13)　12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	39,500	13,300
(14)　13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	37,700	9,500
(15)　14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	36,300	5,700
(16)　15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	34,900	
(17)　16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	184,400	33,500	
(18)　17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	182,800	32,100	
(19)　18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	181,200	30,700	
(20)　19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	179,600	29,300	
(21)　20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	178,000	27,900	
(22)　21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	170,500	27,300	
(23)　22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	162,100	26,700	
(24)　23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	153,700	25,700	
(25)　24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	145,200	25,100	
(26)　25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	136,700	24,500	
(27)　26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	127,000	23,900	
(28)　27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	117,300	23,300	
(29)　28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	107,600	22,500	
(30)　29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	97,900	22,200	
(31)　30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	88,000	21,800	
(32)　31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	78,100	21,200	
(33)　32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	68,200	20,300	
(34)　33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	56,700	19,400	
(35)　34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	45,200	18,700	

備考１　この表において、期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第10条各号の第１号会計年度任用職員となった日以後の期間を示す。

２　この表において、「条例１号職員」とは条例第11条第１項第１号の職を占める第１号会計年度任用職員を、「条例２号職員」とは同項第２号の職を占める第１号会計年度任用職員を、「条例３号職員」とは同項第３号の職を占める第１号会計年度任用職員をいう。

３　この表において、「１種」とは第８条第１項第１号の職を占める第１号会計年度任用職員を、「２種」とは同項第２号の職を占める第１号会計年度任用職員を、「３種」とは同項第３号の職を占める第１号会計年度任用職員を、「４種」とは同項第４号の職を占める第１号会計年度任用職員を、「５種」とは同項第５号の職を占める第１号会計年度任用職員をいう。

第２条　会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（勤勉手当の成績率） **第30条**　会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第12条の２第１項又は第18条の２第１項の会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第１号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。 ⑴　勤務成績が優秀な会計年度任用職員　100分の109.25以上 ⑵　勤務成績が良好な会計年度任用職員　100分の102.25 ⑶　勤務成績が良好でない会計年度任用職員　100分の93.75以下 ２　省略	（勤勉手当の成績率） **第30条**　会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第12条の２第１項又は第18条の２第１項の会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第１号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。 ⑴　勤務成績が優秀な会計年度任用職員　100分の110.5 以上 ⑵　勤務成績が良好な会計年度任用職員　100分の103.5 ⑶　勤務成績が良好でない会計年度任用職員　100分の95　以下 ２　省略

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則別表第２の規定は令和７年４月１日から、同規則第30条第１項の規定は同年12月１日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則７―1303

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年12月23日

愛媛県人事委員会委員長　安　藤　　潔

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第１条　給料表の適用範囲に関する規則（愛媛県人事委員会規則７―44）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（中学校・小学校教育職員給料表の備考の適用範囲） **第６条**　中学校・小学校教育職員給料表の備考の職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものは、教育職員給与条例第４条第１項第１号に規定する職員のうちその職務の級が３級であるものとし、同表の備考の職務の級が４級である職員で人事委員会規則で定めるものは、同号に規定する職員のうちその職務の級が４級であるものとする。 （高等学校等教育職員給料表の備考の適用範囲） **第７条**　高等学校等教育職員給料表の備考の職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものは、教育職員給与条例第４条第１項第２号に規定する職員のうちその職務の級が３級であるものとし、同表の備考の職務の級が４級である職員で人事委員会規則で定めるものは、同号に規定する職員のうちその職務の級が４級であるものとする。	（中学校・小学校教育職員給料表の備考の適用範囲） **第６条**　中学校・小学校教育職員給料表の備考の人事委員会規則で定める職員は、教育職員給与条例第４条第１項第１号に規定する職員のうちその職務の級が３級であるものとする。 （高等学校等教育職員給料表の備考の適用範囲） **第７条**　高等学校等教育職員給料表の備考の人事委員会規則で定める職員は、教育職員給与条例第４条第１項第２号に規定する職員のうちその職務の級が３級であるものとする。

（教育職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部改正）

第２条　教育職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則７―62）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（この規則の目的） **第１条**　この規則は、教育職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第32号。以下「条例」という。）第６条の２、第６条の３第２項及び第11条の規定に基づき、教育職員の特殊勤務手当（これに相当する報酬を含む。以下同じ。）の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。	（この規則の目的） **第１条**　この規則は、教育職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第32号。以下「条例」という。）第６条の２、第６条の３第２項、第７条及び第11条の規定に基づき、教育職員の特殊勤務手当（これに相当する報酬を含む。以下同じ。）の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（教員特殊業務手当） **第５条**　条例第６条の３第１項に定める手当の額は、業務に従事した日１日につき、次に掲げる額とする。 ⑴　条例第６条の２第１号　に規定する業務の場合は、8,000円 ⑵　削除 ⑶～⑹　省略 ２　省略	（教員特殊業務手当） **第５条**　条例第６条の３第１項に定める手当の額は、業務に従事した日１日につき、次に掲げる額とする。 ⑴　条例第６条の２第１号アに規定する業務の場合は、8,000円 ⑵　条例第６条の２第１号イ及びウに規定する業務の場合は、7,500円 ⑶～⑹　省略 ２　省略
第６条及び第７条　削除	（多学年学級担当手当） **第６条**　条例第７条の人事委員会の定める教育職員は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の２の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する指導教諭、教諭、助教諭又は講師で次に掲げる者以外の者とする。 ⑴　条例第10条の２各号に掲げる者 ⑵　２の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の２分の１に満たない者 ⑶　２の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数が１週間につき12時間に満たない者 **第７条**　条例第８条に定める手当の額は、前条に該当する教育職員が多学年学級の授業又は指導に従事した日１日につき、290円とする。
（帳簿の作成） **第11条**　任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、定時制課程兼務、通信制課程の添削及び面接指導従事実績簿（様式第１号）、特殊勤務手当等整理簿（様式第３号）、教員特殊業務従事簿（様式第４号）、教育業務連絡指導従事簿（様式第５号）及び特別支援教育業務従事簿（様式第６号）を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。ただし、任命権者の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と教育職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、当該電子情報処理組織への記録をもつて定時制課程兼務、通信制課程の添削及び面接指導従事実績簿、教員特殊業務従事簿、教育業務連絡指導従事簿及び特別支援教育業務従事簿の作成、記入及び保管に代えることができる。	（帳簿の作成） **第11条**　任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、定時制課程兼務、通信制課程の添削及び面接指導従事実績簿（様式第１号）、多学年学級担当授業又は指導実績簿（様式第２号）、特殊勤務手当等整理簿（様式第３号）、教員特殊業務従事簿（様式第４号）、教育業務連絡指導従事簿（様式第５号）及び特別支援教育業務従事簿（様式第６号）を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。ただし、任命権者の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と教育職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、当該電子情報処理組織への記録をもつて定時制課程兼務、通信制課程の添削及び面接指導従事実績簿、多学年学級担当授業又は指導実績簿、教員特殊業務従事簿、教育業務連絡指導従事簿及び特別支援教育業務従事簿の作成、記入及び保管に代えることができる。

様式第２号を次のように改める。

様式第２号　削除

様式第３号その２を削り、同様式その１を同様式とする。

（期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正）

第３条　期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則７―204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（勤勉手当に係る勤務期間） **第12条**　省略 ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1)～(8)　省略 (9)　負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同条第２項及び第３項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第２条第３項第１号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人（公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第７条第２項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第２条第２項第１号及び第２号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第３項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から次に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間（以下「休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。 ア　省略 イ　職員休暇条例第10条の２第１項又は教育職員休暇条例第10条の３第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部についてこれらの項に規定する超勤代休時間を指定された日 ウ～カ　省略 (10)～(12)　省略	（勤勉手当に係る勤務期間） **第12条**　省略 ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1)～(8)　省略 (9)　負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同条第２項及び第３項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第２条第３項第１号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人（公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第７条第２項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第２条第２項第１号及び第２号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第３項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から次に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間（以下「休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。 ア　省略 イ　職員休暇条例第10条の２第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日 ウ～カ　省略 (10)～(12)　省略

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第４条　義務教育等教員特別手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則７―471）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（義務教育等教員特別手当の月額） **第２条**　省略 ２　条例第17条の６第２項第１号の校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に3,000円を加算した額とする。	（義務教育等教員特別手当の月額） **第２条**　省略
別表第１（第２条関係） 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者	**別表第１**（第２条関係） 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者

改正後

職員の区分	職務の級／号給	１級	２級	特２級	３級	４級
		円	円	円	円	円
	１～４	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	５～８	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	９～12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13～16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400

改正前

職員の区分	職務の級／号給	１級	２級	特２級	３級	４級
		円	円	円	円	円
	１～４	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	５～８	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	９～12	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13～16	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700

	17～20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21～24	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25～28	1,800	2,000	3,700	4,100	
	29～32	1,900	2,100	3,800	4,100	
	33～36	1,900	2,200	3,900	4,200	
	37～40	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41～44	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45～48	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49～52	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53～56	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57～60	2,400	3,000	4,400	4,800	
定年前	61～64	2,500	3,200	4,500	4,900	
再任用	65～68	2,600	3,300	4,700	5,000	
短時間	69～72	2,600	3,400	4,700	5,100	
勤務教	73～76	2,700	3,500	4,700	5,100	
育職員	77～80	2,800	3,700	4,700	5,200	
以外の	81～84	2,800	3,800	4,800	5,200	
教育職	85～88	2,800	3,800	5,000	5,200	
員	89～92	2,900	3,900	5,000	5,200	
	93～96	3,000	4,000	5,000		
	97～100	3,100	4,100	5,100		
	101～104	3,100	4,200	5,100		
	105～108	3,200	4,300	5,100		
	109～112	3,200	4,400			
	113～116	3,200	4,400			
	117～120	3,300	4,500			
	121～124	3,300	4,600			
	125～128	3,300	4,700			
	129～132		4,700			
	133～136		4,700			
	137～140		4,700			
	141～144		4,700			
	145～148		4,800			
	149～152		4,900			
	153～156		4,900			
	157		4,900			
定年前再任用短時間勤務教育職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第２（第２条関係）

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

	17～20	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21～24	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	25～28	2,600	2,900	5,300	5,900	
	29～32	2,700	3,000	5,400	6,000	
	33～36	2,800	3,200	5,600	6,100	
	37～40	2,900	3,300	5,700	6,300	
	41～44	3,100	3,500	5,800	6,400	
	45～48	3,200	3,700	6,000	6,600	
	49～52	3,300	3,800	6,100	6,800	
	53～56	3,400	4,100	6,300	6,900	
	57～60	3,500	4,300	6,400	7,000	
定年前	61～64	3,600	4,500	6,500	7,100	
再任用	65～68	3,700	4,800	6,700	7,200	
短時間	69～72	3,800	4,900	6,800	7,300	
勤務教	73～76	3,900	5,100	6,900	7,400	
育職員	77～80	4,000	5,300	6,900	7,500	
以外の	81～84	4,100	5,400	7,000	7,500	
教育職	85～88	4,100	5,500	7,200	7,500	
員	89～92	4,200	5,600	7,200	7,500	
	93～96	4,300	5,800	7,200		
	97～100	4,400	5,900	7,300		
	101～104	4,400	6,100	7,300		
	105～108	4,500	6,200	7,300		
	109～112	4,500	6,300			
	113～116	4,600	6,400			
	117～120	4,700	6,500			
	121～124	4,700	6,600			
	125～128	4,800	6,700			
	129～132		6,800			
	133～136		6,900			
	137～140		6,900			
	141～144		6,900			
	145～148		7,000			
	149～152		7,100			
	153～156		7,100			
	157		7,100			
定年前再任用短時間勤務教育職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第２（第２条関係）

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級／号給	１級	２級	特２級	３級	４級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	１～４	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	５～８	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	９～12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13～16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17～20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21～24	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25～28	1,800	2,300	3,700	4,600	
	29～32	1,900	2,400	3,800	4,700	
	33～36	1,900	2,600	3,900	4,700	
	37～40	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41～44	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45～48	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49～52	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53～56	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57～60	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61～64	2,500	3,500	4,500	5,200	
	65～68	2,600	3,700	4,700		
	69～72	2,600	3,800	4,700		
	73～76	2,700	3,800	4,700		
	77～80	2,800	3,900	4,700		
	81～84	2,800	4,000	4,800		
	85～88	2,800	4,100	5,000		
	89～92	2,900	4,200	5,000		
	93～96	3,000	4,300	5,000		
	97～100	3,100	4,400	5,100		
	101～104	3,100	4,400	5,100		
	105～108	3,200	4,500	5,100		
	109～112	3,200	4,600			
	113～116	3,200	4,700			
	117～120	3,300	4,700			
	121～124	3,300	4,700			
	125～128	3,300	4,700			
	129～132	3,400	4,700			
	133～136	3,400	4,800			
	137～140	3,400	4,900			
	141～144	3,500	4,900			
	145～148	3,500	4,900			
	149～152	3,500				
	153	3,500				

職員の区分	職務の級／号給	１級	２級	特２級	３級	４級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	１～４	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	５～８	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	９～12	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	13～16	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	17～20	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	21～24	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
	25～28	2,600	3,300	5,300	6,600	
	29～32	2,700	3,500	5,400	6,800	
	33～36	2,800	3,700	5,600	6,900	
	37～40	2,900	3,800	5,700	7,000	
	41～44	3,100	4,100	5,800	7,100	
	45～48	3,200	4,300	6,000	7,200	
	49～52	3,300	4,500	6,100	7,300	
	53～56	3,400	4,800	6,300	7,400	
	57～60	3,500	4,900	6,400	7,500	
	61～64	3,600	5,100	6,500	7,500	
	65～68	3,700	5,300	6,700		
	69～72	3,800	5,400	6,800		
	73～76	3,900	5,500	6,900		
	77～80	4,000	5,600	6,900		
	81～84	4,100	5,800	7,000		
	85～88	4,100	5,900	7,200		
	89～92	4,200	6,100	7,200		
	93～96	4,300	6,200	7,200		
	97～100	4,400	6,300	7,300		
	101～104	4,400	6,400	7,300		
	105～108	4,500	6,500	7,300		
	109～112	4,500	6,600			
	113～116	4,600	6,700			
	117～120	4,700	6,800			
	121～124	4,700	6,900			
	125～128	4,800	6,900			
	129～132	4,900	6,900			
	133～136	4,900	7,000			
	137～140	4,900	7,100			
	141～144	5,000	7,100			
	145～148	5,100	7,100			
	149～152	5,100				
	153	5,100				

<table>
<tr>
<td>
<table>
<tr><td>定年前再任用短時間勤務教育職員</td><td></td><td>2,200</td><td>2,600</td><td>3,200</td><td>3,500</td><td>4,400</td></tr>
</table>

附　則
２　条例附則第17項の規定の適用を受ける教育職員に対する第２条第１項の規定の適用については、当分の間、同項各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。
</td>
<td>
<table>
<tr><td>定年前再任用短時間勤務教育職員</td><td></td><td>3,200</td><td>3,800</td><td>4,500</td><td>5,100</td><td>6,400</td></tr>
</table>

附　則
２　条例附則第17項の規定の適用を受ける教育職員に対する第２条の規定の適用については、当分の間、同条第１項各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。
</td>
</tr>
</table>

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正）

第５条　教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12―４）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（休日） **第２条**　条例第３条第１項第１号の人事委員会規則で定める日は、週休日（同項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に当たる国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日の直後の勤務日等（条例第３条の２第１項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（当該勤務日等が次の各号のいずれかの日に当たるときは、当該勤務日等の直後の次の各号に掲げる日でない勤務日等）とする。ただし、職員（条例第２条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日にすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。 ⑴～⑶　省略 ⑷　条例第10条の３第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間（同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。）を指定された日 （休日の代休日の指定） **第２条の２**　条例第３条の２第１項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日（条例第３条第１項に規定する休日をいう。以下同じ。）を起算日とする８週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第10条の３第１項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。 ２　省略 （休暇の計算） **第４条**　省略 ２　週休日、条例第10条の３第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日（条例第３条の２第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）、代休日（勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。）又は特別措置条例第８条第１項の規定により指定された勤務することを要しない時間（勤務日の勤務時間の全てが同項の規定により指定された勤務することを要しない時間となつたものに限る。）（以下「週休日等」という。）を挟んで年次休暇、子の	（休日） **第２条**　条例第３条第１項第１号の人事委員会規則で定める日は、週休日（同項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に当たる国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日の直後の勤務日等（条例第３条の２第１項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（当該勤務日等が次の各号のいずれかの日に当たるときは、当該勤務日等の直後の次の各号に掲げる日でない勤務日等）とする。ただし、職員（条例第２条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日にすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。 ⑴～⑶　省略 （休日の代休日の指定） **第２条の２**　条例第３条の２第１項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日（条例第３条第１項に規定する休日をいう。以下同じ。）を起算日とする８週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。 ２　省略 （休暇の計算） **第４条**　省略 ２　週休日、休日（条例第３条の２第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）、代休日（勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。）又は特別措置条例第８条第１項の規定により指定された勤務することを要しない時間（勤務日の勤務時間の全てが同項の規定により指定された勤務することを要しない時間となつたものに限る。）（以下「週休日等」という。）を挟んで年次休暇、子の

看護等休暇又は第２条の３第１項の表⒀の項、⒅の項、⒆の項、㉑の項若しくは㉒の項に規定する有給休暇（以下この項において「年次休暇等」という。）を与える場合は、その週休日等は、年次休暇等としない。ただし、年次休暇等を除く他の休暇については、週休日等は、それぞれその休暇の期間内の日とする。 （休暇の許可手続） **第６条**　省略 ２　職員は、病気、災害その他やむを得ない事由により前項の規定によることができなかつた場合においては、その勤務しなかつた時間の属する日又は勤務しなかつた日（勤務しなかつた日が２日以上にわたるときは、その最初の日）から、週休日、条例第10条の３第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日、代休日（勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。）及び特別措置条例第８条第１項の規定により指定された勤務することを要しない時間（勤務日の勤務時間の全てが同項の規定により指定された勤務することを要しない時間となつたものに限る。）を除き、遅くとも３日以内にその事由を付して所属長の許可を得なければならない。ただし、この期間経過後に許可の要求があつた場合においても、所属長は、この期間中に承認を得ることができない正当な事由があると認める場合に限り、許可を与えることができる。 ３　省略 **第10条の３**　省略 （超勤代休時間の指定） **第10条の４**　条例第10条の３第１項の人事委員会規則で定める期間は、職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12―１）第10条の３第１項の規定の例による。 ２　任命権者は、職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則第10条の３第２項から第６項までの規定の例により、超勤代休時間を指定するものとする。 （代休日の指定等の特例） **第14条**　任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第２条の２、第10条の４、第11条及び第12条の規定によるときは、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合において、これらの規定により難いときは、人事委員会の承認を得て、代休日の指定、超勤代休時間の指定、週休日、勤務時間の割振り及び週休日の振替等につき別段の定めをすることができる。	看護等休暇又は第２条の３第１項の表⒀の項、⒅の項、⒆の項、㉑の項若しくは㉒の項に規定する有給休暇（以下この項において「年次休暇等」という。）を与える場合は、その週休日等は、年次休暇等としない。ただし、年次休暇等を除く他の休暇については、週休日等は、それぞれその休暇の期間内の日とする。 （休暇の許可手続） **第６条**　省略 ２　職員は、病気、災害その他やむを得ない事由により前項の規定によることができなかつた場合においては、その勤務しなかつた時間の属する日又は勤務しなかつた日（勤務しなかつた日が２日以上にわたるときは、その最初の日）から、週休日、休日、代休日（勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。）及び特別措置条例第８条第１項の規定により指定された勤務することを要しない時間（勤務日の勤務時間の全てが同項の規定により指定された勤務することを要しない時間となつたものに限る。）を除き、遅くとも３日以内にその事由を付して所属長の許可を得なければならない。ただし、この期間経過後に許可の要求があつた場合においても、所属長は、この期間中に承認を得ることができない正当な事由があると認める場合に限り、許可を与えることができる。 ３　省略 **第10条の３**　省略 （代休日の指定等の特例） **第14条**　任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第２条の２、第11条及び第12条の規定によるときは、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合において、これらの規定により難いときは、人事委員会の承認を得て、代休日の指定、週休日、勤務時間の割振り及び週休日の振替等につき別段の定めをすることができる。

附　則

１　この規則は、令和８年１月１日から施行する。

２　職員の採用及び昇任に関する規則等の一部を改正する規則（愛媛県人事委員会規則６―214）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
附　則 （義務教育等教員特別手当に関する規則における暫定再任用教育職員に関する経過措置） ８　暫定再任用教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、義務教育等教員特別手当に関する規則第２条第１項の規定を適用する。	**附　則** （改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則における暫定再任用教育職員に関する経過措置） ８　暫定再任用教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、第13条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第２条の規定を適用する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第107号

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程（平成８年９月愛媛県選挙管理委員会告示第24号）の一部を次のように改正し、令和８年１月１日から施行する。

令和７年12月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長　三　好　賢　治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
政党助成法に基づく都道府県提出文書の公開に関する規程	**政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程**
（趣旨）	（趣旨）
第１条　この規程は、政党助成法（平成６年法律第５号。以下「法」という。）第32条第５項の規定に基づき、同条第３項に規定する都道府県提出文書（以下「都道府県提出文書」という。）の閲覧及び写しの交付について必要な事項を定めるものとする。	**第１条**　この規程は、政党助成法（平成６年法律第５号）第32条第３項に規定する支部報告書、支部総括文書及び監査意見書（以下「支部報告書等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。
（閲覧請求）	（閲覧請求）
第２条　都道府県提出文書を閲覧しようとする者は、都道府県提出文書閲覧請求書（様式第１号）を愛媛県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。	**第２条**　支部報告書等を閲覧しようとする者は、別記様式による閲覧請求書を愛媛県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。
（閲覧）	（閲覧）
第３条　都道府県提出文書の閲覧は、委員会が指定する場所において、執務時間中にしなければならない。	**第３条**　支部報告書等の閲覧は、委員会が指定する場所において、執務時間中にしなければならない。
２　都道府県提出文書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。	２　支部報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
３　都道府県提出文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。	３　支部報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
４　省略	４　省略
（写しの交付請求等）	
第４条　都道府県提出文書の写しの交付の請求（以下「交付請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した都道府県提出文書写しの交付請求書（様式第２号。以下「交付請求書」という。）でしなければならない。	
⑴　交付請求をする者（以下「交付請求者」という。）の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名	
⑵　交付請求に係る政党の支部の名称及び都道府県提出文書に係る支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年	
⑶　交付請求者が求める都道府県提出文書の写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る都道府県提出文書の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあってはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法）	
⑷　都道府県提出文書の写しの送付を求める場合にあっては、その旨	
２　委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、交付請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、交付請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	
（写しの交付）	
第５条　委員会は、交付請求を受けたときは、当該交付請求のあっ	

た日から30日以内に、当該交付請求に係る都道府県提出文書の写しを交付するものとする。ただし、前条第２項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、交付請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を都道府県提出文書写しの交付期間延長通知書（様式第３号）により通知しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、委員会は、交付請求に係る都道府県提出文書の写しが著しく大量であるため、当該交付請求があった日から起算して60日以内にその全てについて第１項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該交付請求に係る都道府県提出文書の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該交付をし、残りの都道府県提出文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同項に規定する期間内に、交付請求者に対し、次に掲げる事項を都道府県提出文書写しの交付期間特例延長通知書（様式第４号）により通知しなければならない。

⑴　この項の規定を適用する旨及びその理由

⑵　残りの都道府県提出文書の写しについて当該交付をする期限

様式第１号（第２条関係）　都道府県提出文書閲覧請求書

省略

都道府県提出文書閲覧請求書

次のとおり、政党助成法第32条第３項に規定する都道府県提出文書を閲覧したいので政党助成法に基づく都道府県提出文書の公開に関する規程第２条の規定により請求します。

記

１　閲覧しようとする政党支部の名称及び都道府県提出文書の種類

２　省略

別記様式（第２条関係）

省略

支部報告書等閲覧請求書

次のとおり、政党助成法第32条第３項に規定する支部報告書等を閲覧したいので政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程第２条の規定により請求します。

記

１　閲覧しようとする政党支部の名称及び支部報告書等の種類

２　省略

様式第１号の次に次の３様式を加える。

様式第２号（第４条関係）　都道府県提出文書写しの交付請求書

（表）

都道府県提出文書写しの交付請求書

年　　月　　日

愛媛県選挙管理委員会　様

交付請求者
氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）
住所又は居所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地）

郵便番号

電話番号

	年	政党支部の名称	都道府県提出文書の種類	枚数	実施方法
交付請求する都道府県提出文書の写し			□支部報告書 □支部総括文書 □監査意見書		
			□支部報告書 □支部総括文書 □監査意見書		
			□支部報告書 □支部総括文書 □監査意見書		
			□支部報告書 □支部総括文書 □監査意見書		
			□支部報告書 □支部総括文書 □監査意見書		
			□支部報告書 □支部総括文書 □監査意見書		
			□支部報告書 □支部総括文書 □監査意見書		
			□支部報告書 □支部総括文書 □監査意見書		
	計				

（裏）

求める都道府県提出文書の写しの交付の方法	□⑴　複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 〔□ア窓口での交付　□イ郵送による交付〕 □⑵　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をＣＤ－Ｒに複写したものの交付 〔□ア窓口での交付　□イ郵送による交付〕 □⑶　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をＤＶＤ－Ｒに複写したものの交付 〔□ア窓口での交付　□イ郵送による交付〕 □⑷　政党支部ごとに異なる写しの交付の方法を希望 〔「実施方法」欄に希望する写しの交付の方法（⑴～⑶及びア又はイ）を記入してください。〕

交付手数料等	１　交付手数料		
	交付の方法	計算方法等	金　額(円)
	⑴　紙	１０円 ×　　　　　枚	
	⑵　ＣＤ－Ｒ	６０円 ＋ １０円 ×　　　枚	
	⑶　ＤＶＤ－Ｒ	７０円 ＋ １０円 ×　　　枚	
	計（①）		
	２　送付に要する費用（②）	□郵便切手 □現金	
	３　合計（①＋②）		
※受付年月日	年　　月　　日		
※備　　考			

記入上の注意

１　「政党支部の名称」欄は、政党支部の名称が分からない場合は、公職の候補者等の氏名その他参考となる事項を記入してください。

２　「枚数」欄及び「交付手数料等」欄は、枚数が分からない場合は、記入しなくても構いません。

３　「送付に要する費用」欄は、郵送による交付を希望する場合に限り記入してください。

４　□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。

５　※印の欄は、記入しないでください。

様式第３号（第５条関係）　都道府県提出文書写しの交付期間延長通知書

都道府県提出文書写しの交付期間延長通知書

第　　　　号
年　　月　　日

様

愛媛県選挙管理委員会　㊞

交付請求年月日	年　　月　　日
写しの交付請求のあった都道府県提出文書	
延長前の期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
延長後の期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
延長の理由	
連絡先	電話番号　　　　　　　　内線

様式第４号（第５条関係）　都道府県提出文書写しの交付期間特例延長通知書

都道府県提出文書写しの交付期間特例延長通知書

第　　　号
年　月　日

様

愛媛県選挙管理委員会　㊞

交付請求年月日	年　月　日
写しの交付請求のあった都道府県提出文書	
政党助成法に基づく都道府県提出文書の公開に関する規程（平成８年９月愛媛県選挙管理委員会告示第24号。以下「規程」という。）第５条第１項の延長前の期間	年　月　日から 年　月　日まで
規程第５条第３項を適用する理由	
交付請求に係る都道府県提出文書のうち相当の部分について交付を行う期間	年　月　日から 年　月　日まで
上記期間内に交付をする部分	
残りの都道府県提出文書について交付をする期限	年　月　日
連絡先	電話番号　内線